

令和元年度第12回滝沢市教育委員会議定例会議事日程

令和2年3月25日(水)

15時45分～17時00分

滝沢市役所防災庁舎2階201会議室

- | | | |
|-------|----------------|--|
| 日程第1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 日程第2 | 会期の決定について | |
| 日程第3 | 教育長事務報告 | |
| 日程第4 | 議案第1号 | 令和2年度滝沢市学校教育指導方針に関し議決を求めることについて |
| 日程第5 | 議案第2号 | 令和2年度滝沢市社会教育行政の方針に関し議決を求めることについて |
| 日程第6 | 議案第3号 | 令和2年度滝沢市立学校給食センター運営方針に関し議決を求めることについて |
| 日程第7 | 議案第4号 | 滝沢市文化財調査委員の任命に関し議決を求めることについて |
| 日程第8 | 議案第5号 | 滝沢市教育委員会に設置する非常勤職員に関する規則を廃止することについて |
| 日程第9 | 議案第6号 | 滝沢市教育委員会臨時的任用職員人事事務取扱規程を廃止することについて |
| 日程第10 | 議案第7号 | 教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正することについて |
| 日程第11 | 議案第8号 | 滝沢市教育委員会職員のサービスの宣誓に関する規程の一部を改正することについて |
| 日程第12 | 議案第9号 | 教育財産の用途廃止に関し議決を求めることについて |
| 日程第13 | 事務報告1 | 滝沢市議会3月会議について |

教 育 長 事 務 報 告 書

令和2年3月25日

月 日	曜	事 項	場 所
2月27日	木	市議会3月会議	庁内
〃	〃	姥屋敷小中学校の今後に関する懇談会	姥屋敷小中学校
2月28日	金	市防災会議	庁内
3月2日	月	臨時校長会議	庁内
3月4日	水	臨時校長会議	庁内
3月6日	金	市議会3月会議(代表質問)	庁内
3月16日	月	滝沢南中学校卒業証書授与式	滝沢南中学校
3月17日	火	市議会3月会議(総括・採決)	庁内
〃	〃	議会全員協議会	庁内
3月19日	木	篠木小学校卒業証書授与式	篠木小学校
〃	〃	市議会3月会議(議案審議)	庁内
〃	〃	議会全員協議会	庁内
3月25日	水	臨時校長会議	庁内
〃	〃	第12回教育委員会議	庁内

議案第 1 号

令和2年度滝沢市学校教育指導方針に関し議決を求めることについて

令和2年度滝沢市学校教育指導方針を定めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条の規定に基づき、議決を求める。

令和2年3月25日提出

滝沢市教育委員会教育長 熊谷雅英

理由

令和2年度滝沢市学校教育指導方針を定めるものである。これが、この議案を提出する理由である。

令和2年度滝沢市学校教育指導方針

1 滝沢市学校教育目標

「明るく かしこく たくましい子ども」の育成

- 1 豊かな心をもち、人間としてよりよく生きようとする子ども
- 2 ものごとを深く考え、真理を追究する子ども
- 3 健康や安全に気を配り、たくましい気力・体力をもつ子ども

2 第1次滝沢市総合計画 後期基本計画

「生きる力」を育てる学習指導要領の趣旨を踏まえ、滝沢市学校教育目標「明るく かしこく たくましい子ども」を育成するため、「第1次滝沢市総合計画後期基本計画」の政策「学びにより充実した人生を送ることができるまち」に基づいて施策・事業を推進する。

政策5 学びにより充実した人生を送ることができるまち

【政策が実現できたときの状態】

全ての世代が学びによる幸福感を育めるよう、生涯にわたって学びあい、学んだことを生かせるとともに、伝統文化・芸術を次世代に継承し、ふるさとに愛着を持つことで、生きがいとやりがいのある充実した人生を送ることができるまちを目指します。

基本施策5-2 「生きる力」を育てる学校教育の充実

5-2-1 確かな学力を育む教育の推進

【施策を構成する主な事業】

- 1 滝沢市小・中学校ジョイントアップ・スクール事業
- 2 学力向上・指導力向上事業、ラーニング・サポーター・プロジェクト事業
- 3 学校司書設置事業
- 4 国際理解推進事業

【施策が実現できたときの状態】

- 1 「滝沢市小・中学校ジョイントアップ・スクール事業」を通して、小中学校間で教科指導と生徒指導の連携が図られている。
- 2 校内における研修会の充実により、わかる授業の実現が図られている。
児童生徒の学習意欲が高まり、学習内容の基礎・基本が確実に定着している。
- 3 図書館環境が整備され、読書活動の充実が図られている。
- 4 小学校においては、外国の言葉、習慣、文化、日本との違い等を理解している。
中学校においては、「聞くこと」「話すこと」等、英語のコミュニケーション能力の基礎が養われている。

5-2-2 豊かな人間性や社会性の育成

【施策を構成する主な事業】

- 1 総合的な学習の時間推進事業、滝沢市小中学校復興教育支援事業
- 2 就学指導事業、特別支援教育支援員設置事業
- 3 不登校児童生徒解消対策事業、あったかハート支援員配置事業
- 4 中学校における部活動指導員配置事業

【施策が実現できたときの状態】

- 1 総合的な学習の時間等において、探究的活動や地域の特性を生かした活動等に積極的に取り組んでいる。また、児童生徒一人一人がかけがえのない人間として大切にされ、自己存在感と好ましい人間関係が育まれている。
- 2 特別の支援を必要とする児童生徒は、それぞれの発達障がい等に応じた適切な指導を受けることができている。
- 3 児童生徒間の人間関係、教師との人間関係、授業、部活動等に起因する不適応がない。
学校の教育活動等だけでは改善が困難な事例については、適応指導教室や関係機関等の連携による手立てが講じられている。
- 4 部活動指導員を配置した部活動においては、学校の顧問と部活動指導員が連携し、競技の専門知識・技能を活かした指導を受けることができている。

5-2-3 健康・安全活動の支援

【施策を構成する主な事業】

- 1 学校保健事業
- 2 学校医等設置事務
- 3 学校安全体制整備推進事業

【施策が実現できたときの状態】

- 1 児童生徒が安心して学校生活を送ることができている。
- 2 児童生徒の体位・体力が調和して発達している。
- 3 児童生徒が安全に登下校することができている。
- 4 緊急事態の際、迅速に保護者に対して情報提供や連絡を伝えることができる。

◆滝沢市が目指す教育の実現状況

「第1次滝沢市総合計画後期基本計画」に係る各施策の目標指標は次のとおりです。

施策	指 標	基準値 H30	目標値 R4
確かな学力を育む教育の推進	暮らしやすさ指標 ①学力テスト(NRT)で全国標準を上回った学校の割合(小学校6年生 国・算) 単位 %	93.8	93.8 以上
	②学力テスト(NRT)で全国標準を上回った学校の割合(中学校2年生 国・数) 単位 %	58.3	75 以上
豊かな人間性や社会性の育成	暮らしやすさ指標 ③1年間無欠席の児童生徒の割合 単位 %	41.2	41.2 以上
健康・安全活動の支援	暮らしやすさ指標 ④子ども達が不安なく暮らせると感じている人の割合 単位 %	33.2	50

3 滝沢市学校教育指導方針

【施策5-2-1 確かな学力を育む教育の推進】

1 学習意欲の高揚と基礎・基本の確実な定着を図る学習指導の充実

- (1) 中学校区毎に小中学校が連携し、9年間を見据えた実践的取組を進める「滝沢市小・中学校ジョイントアップ・スクール事業」により、児童生徒の生きる力を育成する。
- (2) 市内にある盛岡大学・岩手県立大学との連携により、大学生を活用した「ラーニング・サポーター・プロジェクト事業」を実施し、児童生徒の学習に係るつまずきの解消や学習意欲の向上を図る。
- (3) 学校司書設置事業を実施することで、一定規模以上の小学校における読書環境を整え、学力の基盤となる「読解力」の向上を図る。
- (4) 「国際理解推進事業」を実施し、定期的にALTが訪問指導を行うことで、児童生徒に英語を通じて積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図るとともに、英語に慣れ親しませながらコミュニケーション能力の素地や基礎を養う。小学校における外国語・外国語活動の導入に伴い小学校訪問を充実させる。
- (5) 家庭学習と連動した学習活動を支援し、小中連携により、各校の家庭学習の充実を図る。

2 学力向上を目的とした教員研修の充実

- (1) 市指定として、一本木中学校区（一本木中・一本木小）の公開研究会を開催し、小中連携の取組に係る学校の課題解決に向けた研究の成果を普及する。
- (2) 全国学力・学習状況調査、岩手県学習定着度状況調査、NRT検査等を有効に活用して児童生徒の基礎・基本の定着状況の把握に努め、各教科等の指導・授業改善に生かすとともに、学力向上に向けた校内のPDCAサイクルの構築を図る。

【施策5-2-2 豊かな人間性や社会性の育成】

1 豊かな人間性をはぐくむ道德教育の充実

- (1) 学校教育活動全体を通じて道德教育の充実に努め、「生命を尊重する心」「他人を思いやる心」「目標に向かって粘り強くやり遂げる心」「郷土愛」等、児童生徒の「生きる力」の核となる豊かな人間性をはぐくむ。
- (2) 「道德教育地区公開講座」を実施し、保護者や地域の方々に道德教育の大切さを理解していただきながら家庭と地域の協力と支援のもとで道德教育を展開する。

2 自己存在感・好ましい人間関係をはぐくむ学級・学年経営の充実

- (1) 学級・学年経営の充実に努め、児童生徒一人一人が、かけがえのない人間として大切にされ、頼りにされていることを実感できるようにする。
- (2) 「滝沢市いじめ防止等のための基本的な方針」のもとに、滝沢市いじめ防止等対策協議会を設置し、いじめ防止について総合的な対策を推進するとともに、関係学校、家庭、地域、関係機関等との連携に努め、児童生徒の自立心や規範意識を高めることにより、いじめや非行等の問題行動を未然に防止する。

3 体験的な活動を位置付けた総合的な学習の時間の充実

- (1) 総合的な学習の時間等において、国際理解、環境、福祉・健康・食育などの横断的・総合的な課題、児童生徒の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題や復興教育等の体験的な活動の充実に努め、他者や社会と共に生きる自分への自信をはぐくむ。
- (2) 「滝沢市小中学校復興教育支援事業」により、被災地における小中学校との交流活動や防災教育の充実に努め、3つの教育的価値「いきる」「かかわる」「そなえる」を育てる。

4 児童生徒の適正な就学指導の推進と特別支援教育の充実

- (1) 校内就学指導体制の機能の充実と市就学指導委員会との連携に努め、児童生徒の適正な就学指導を推進する。
- (2) 「特別支援教育巡回相談事業」を拡充し、発達障がい等の特別な支援を必要とする児童生徒に係る生活・学習上の課題の改善・克服に努める。

- (3) 個別の指導計画に基づく指導の充実と特別支援教育担当者等を対象とする研修の充実に努め、特別な支援を必要とする児童生徒が障害に応じた適切な指導を受けられるようにする。
- (4) 幼稚園・保育園との連携に努め、アプローチカリキュラム・スタートカリキュラムをもとに適切な就学指導の推進に努める。
- (5) 市内各小学校において「保護者理解のための『発達障がい説明会』」を行い、家庭と連携した支援体制の確立に努める。

5 不適応児童生徒に対する指導の充実

- (1) 自己存在感と好ましい人間関係に配慮した指導の充実に努め、いじめや友人関係など「児童生徒間の人間関係に起因する不登校」、先生が嫌いなど「教師との人間関係に起因する不登校」、学習内容が分からないなど「授業に起因する不登校」、クラブ・部活動についていけないなど「クラブ・部活動に起因する不適応」を未然に防止する。
- (2) 校内教育相談体制を確立するとともに、県配置によるスクールカウンセラーを活用して不適応児童生徒が自らの力で主体的に歩み出せるような環境をつくり、社会的自立や学校復帰に向けて支援する。
- (3) 「不登校児童生徒解消対策事業」及び「あったかハート支援員配置事業」を実施し、個々のケースに応じて家庭環境や保護者の養育態度の改善を含めた総合的な適応指導に係る取組を関係機関と連携し組織的に推進する。
- (4) 小・中学校、関係機関との連携に努め、学校のみでの対応では解決が図れない家庭環境や保護者の養育態度を含む困難な事例に適切に対応する。

6 適応指導教室の運営の充実

- (1) 児童生徒に対する相談・助言及び指導の充実に努め、不登校若しくは不登校傾向を有している児童生徒の精神的・社会的自立を促す。
- (2) 児童生徒の保護者に対する相談・助言及び指導の充実に努め、不登校若しくは不登校傾向を有している児童生徒の学校復帰に向けた支援を行う。
- (3) 各学校、スクールカウンセラー、適応指導教室指導員、あったかハート支援員等との連携に努め、不登校若しくは不登校傾向を有している児童生徒の問題を解消する。

7 部活動指導の充実

- (1) 中学校における部活動指導については、「滝沢市中学校における部活動の在り方に関する方針」に則り、適切な部活動指導を実施する。
- (2) 市内大規模中学校については、指導経験豊富な部活動指導員を適切に配置し、教職員と連携し部活動指導にあたる。

【施策5-2-3 健康・安全活動の支援】

1 調和のとれた体位・体力の発達促進と健康、安全、給食指導の充実

- (1) 教育振興運動と連動して、児童生徒の学習を支える生活習慣（早寝・早起き・朝ご飯）の確立を支援する。
- (2) 学校保健安全計画の見直し、交通安全教室等による指導、スクールガードによる不審者対策、通学路の安全点検、火災や地震などの災害等、緊急時における安全対策の充実・改善に努め、学校の安全・安心を確保する。
- (3) 児童生徒の健康診断の実施や学校環境衛生検査等を実施し、児童生徒が健康かつ安心して学ぶことができるようにする。
- (4) 栄養職員等と連携しながら給食指導を充実するとともに、家庭や地域と連携して児童生徒の体力作りを推進することにより、児童生徒の望ましい食習慣と健全な発育を促進する。
- (5) 通学路の安全が図られるよう通学路安全推進会議を設置し、通学路の点検・整備等に関係各課との連携により行う。「学校安全体制整備推進事業」により、各校・PTA・地域・関係機関が連携し、スクールガードによる不審者対策の活動を推進する。

議案第 2 号

令和2年度滝沢市社会教育行政の方針に関し議決を求めることについて

令和2年度滝沢市社会教育行政の方針を定めることについて、社会教育法（昭和24年法律第207号）第17条と地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条の規定に基づき、議決を求める。

令和2年3月25日提出

滝沢市教育委員会教育長 熊谷雅英

提案理由

令和2年度滝沢市社会教育行政の方針を定めるものである。これが、この議案を提出する理由である。

1 令和2年度滝沢市社会教育・スポーツ行政の方針

- ・第1 基本方針 生きがいを持てる学びの環境の充実
- ・第2 基本施策・施策の展開
 - ・基本施策1 学びによる生活の質の向上
 - ・施策1-1 生涯学習の推進
 - ・施策1-2 社会教育を基盤とした「人・つながり・地域づくり」
 - ・施策1-3 社会教育関係団体との連携・協働
 - ・施策1-4 ネットワーク型社会教育行政と地域課題解決学習の展開
 - ・基本施策2 スポーツによる健康づくりの推進
 - ・施策2-1 参画交流・活躍の促進
 - ・施策2-2 スポーツによる人づくりと地域活性化
 - ・施策2-3 学校と地域の連携・協働
 - ・施策2-4 スポーツ共生社会の実現
 - ・施策2-5 施設の利用促進
 - ・施策2-6 競技力の向上

2 令和2年度滝沢市図書館・文化芸術・文化財行政の方針

- ・第1 基本方針 学びの環境の充実と文化芸術の継承
- ・第2 基本施策・施策の展開
 - ・基本施策1 学べる・活かせる環境づくり
 - ・施策1-1 湖山図書館の活用促進
 - ・基本施策2 文化芸術の振興
 - ・施策2-1 伝統文化・芸術の次世代継承
 - ・施策2-2 埋蔵文化財の保存と活用



1 令和2年度滝沢市社会教育・スポーツ行政の方針

第1 基本方針 生きがいを持てる学びの環境の構築

私たちを取り巻く現代社会は、人口減少や高齢化、グローバル化、第4次産業革命の進展など急速な社会環境の変化に伴い地域課題や教育課題の複雑化・多様化が進んでいます。

国は、超スマート社会（情報通信技術が織り成す仮想空間と現実空間の高度融合システムによる経済発展と課題解決の両立を目指す社会：第5期科学技術基本計画より抜粋）と人生100年時代（高齢者から若者まで全ての国民に活躍の場があり全ての人々が元気に活躍し続けられ、安心して暮らすことのできる社会：高齢社会対策大綱と人生100年時代構想会議人づくり革基本構想より抜粋）の実現をそれぞれ提唱しています。

平成26年1月1日、「住民自治日本一」を目指して滝沢市が誕生。滝沢市自治基本条例が掲げる「住民自治日本一」とは、「市民自らが住みよい地域を考え、思いやりと協力の気持ちを持ち、地域や仲間と関わることに満足と幸福感を日本一実感できる地域」です。

同条例に基づき、平成31年4月より第1次滝沢市総合計画後期基本計画が施行。同生涯学習部門計画（滝沢市教育大綱）に基づく基本施策（分野別計画）として令和元年7月より施行された第1次滝沢市生涯学習推進計画学びプランたきざわ後期基本計画を具現化する施策（実施計画）として「令和2年度滝沢市社会教育行政の方針と計画」を策定。

社会教育を基盤とした「人・つながり・地域づくり」を目指したネットワーク型社会教育行政（社会教育行政を所管する教育委員会と市長部局、小中学校、高校、大学、企業、NPO、地域との連携・協働）の展開で「地域が人を育て、人が地域をつくる好循環」と「学びと活躍が結ぶ人と人とのつながりづくり」を促進します。

総合教育政策（学校教育・社会教育を通じた総合的・横断的な教育政策）に基づく市長部局と教育委員会が連携強化した全庁規模による生涯学習・スポーツ推進施策を展開。SDGs（エスディーゼーズ：国連サミットで採択された持続可能な開発目標）に基づく学びによる生活の質や健康づくり推進施策と連携したスポーツによる健康づくりの推進による「生きがいとやりがいのある充実した人生を送ることができる滝沢市」を目指します。

総合計画生涯学習部門計画（政策）と生涯学習推進計画学びプランたきざわ（基本目標）で掲げる「学びにより充実した人生を送ることができるまち」の実現を目指して、基本方針を「生きがいを持てる学びの環境の構築」とします。



第2 基本施策・施策の展開

基本施策1 学びによる生活の質の向上

全ての人が生涯を通じて自らの人生を設計し、学び続け、学んだことをいかして活躍できる、定年後も働き続ける、地域コミュニティの活性化に貢献し続ける「人生100年時代」の実現が求められています。

「地域が人を育て、人が地域をつくる好循環」と「学びと活躍が結ぶ人と人とのつながりづくり」を促進し、学びによる生活の質（QOL：クオリティ・オブ・ライフ）の向上で実感できる「感動とよろこび、幸福感」の次世代継承や生きがいとやりがいのある充実した人生を送ることができる学びの環境を構築します。

施策1-1 生涯学習の推進

(1) 学びの支援の充実

広報たきざわや市ホームページ、「生きがい」と「やりがい」の学びガイドなどを通じた学びの情報共有や学習相談など学びの支援の充実に努めます。また、滝沢市ふれあいまちづくり出前講座で市長部局と教育委員会が連携強化した全庁規模による生涯学習・スポーツ推進施策に関する学びの支援を充実します。

【施策を構成する主な事業】

生涯学習推進事業

(2) 生涯学習関連施設の充実

生涯学習関連施設の維持修繕や管理運営による利便性や機能充実、インターネットを活用した施設利用状況の公開と利便性の充実に努めます。

【施策を構成する主な事業】

滝沢ふるさと交流館管理運営事業、滝沢市多目的研修センター管理運営事業、姥屋敷多目的研修センター管理運営事業

施策1-2 社会教育を基盤とした「人・つながり・地域づくり」

(1) 家庭教育支援の充実

子どもは「滝沢市の宝」であり、子どもの成長は「滝沢市の希望」です。

家庭教育は生涯学習の出発点です。子どもが基本的な生活習慣・生活能力や基本的倫理観、自立心・自制心、社会的マナーなどを培うことができる家庭教育の支援の充実に努めます。

(2) 青少年教育・青少年対策の推進

青少年教育による正義や信頼、情熱の心を培い「明るく かしこく たくましい子ども」の育成と青少年対策による次代を担う青少年の健やかな成長と一人一人の可能性を最大限に発揮できる「人・つながり・地域づくり」を推進します。

(3) 成人教育の充実

多忙な勤労者や子育て世代などが参画交流・活躍できる成人教育の充実で、地域課題や教育課題を解決できる社会教育を基盤とした「人・つながり・地域づくり」を促進します。

(4) 国際感覚豊かな人づくりの促進

グローバル化の進展に伴う複雑化・多様化する地球規模課題の解決について学ぶSDGsセミナーなどを開催します。そして、多文化共生社会（国籍や民族、文化、言葉などの異なる人たちが支えあう地域づくり）を目指した国際感覚豊かな人づくりを促進します。

【施策を構成する主な事業】

青少年教育・青少年対策事業、家庭教育事業、国際理解・国際交流事業、成人教育事業、新成人のつどい開催事業、生涯学習講座事業

施策 1-3 社会教育関係団体との連携・協働

(1) 社会教育関係団体との連携・協働

社会教育行政において重要なパートナーである社会教育関係団体との連携・協働による「地域が人を育て、人が地域をつくる好循環」と「学びと活躍が結ぶ人と人とのつながりづくり」を促進します。

【施策を構成する主な事業】

生涯学習推進事業、成人教育事業、滝沢市社会教育関係団体補助事業、教育振興運動推進協議会交付金事業、滝沢市青少年育成市民会議補助事業

施策 1-4 ネットワーク型社会教育行政と地域課題解決学習の展開

(1) 総合教育政策に基づく「人・つながり・地域づくり」

生涯学習推進協議会と生涯学習推進会議で総合教育政策に基づく市長部局と教育委員会が連携強化した全庁規模による生涯学習・スポーツ推進施策を総括する学びプランたきざわの策定・展開を図ります。市民と市行政の連携・協働を通じた生きがいとやりがいのある充実した人生を送ることができる生涯学習・スポーツ環境の構築を図ります。

社会教育委員会を通じたネットワーク型社会教育行政（社会教育行政を所管する教育委員会と市長部局、小中学校、高校、大学、企業、NPO、地域との連携・協働）の展開と社会教育を基盤とした「人・つながり・地域づくり」の促進を図ります。

(2) 地域学校協働活動による「人・つながり・地域づくり」

子どもと家庭、学校、地域、市行政の5者が連携・協働した地域学校協働活動（教育振興運動と学校教育振興協議会など）を通じた「地域とともにある学校づくり」や「学校を核とした地域づくり」を展開します。

地域の教育課題を解決できる「人・つながり・地域づくり」や情報メディアとの上手な付き合い方の意識啓発を促進します。

(3) 生涯学習講座による「人・つながり・地域づくり」

地域課題や教育課題を解決できる「人・つながり・地域づくり」を目指した「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニングの視点）」による生涯学習講座（地域課題解決講座と子ども会活動支援講座など）を通じた地域課題解決学習機会の充実を図ります。

【施策を構成する主な事業】

生涯学習推進事業、社会教育委員設置事業、成人教育事業、青少年教育・青少年対策事業、教育振興運動推進協議会交付金事業、生涯学習講座事業



基本施策2 スポーツによる健康づくりの推進

滝沢市健康づくり宣言を契機とした健康づくり推進施策と連携し、子どもから高齢者まで全ての世代や初心者からアスリートまで全ての人々がスポーツを「する」「みる」「ささえる」ことで参画交流・活躍。スポーツの「楽しさ」や「喜び」を得ることで、スポーツによる「人・つながり・地域づくり」を促進します。

スポーツを通じた学校と地域の連携・協働や共生社会（障がい者支援や高齢者いきがい、女性活躍）の実現を目指します。既存体育施設の計画的な修繕と設備の更新を通じた有効的な体育施設の活用と学校体育施設開放事業の充実に努めます。

エイト・オリンピックズ・プロジェクト（盛岡広域8市町の連携・協働による地元アスリート応援活動）やスポーツツーリズム（スポーツと産業・観光の融合による経済・地域活性化）を推進し、全国や世界、オリンピック・パラリンピック競技大会などで活躍するトップアスリート輩出を目指します。

施策2-1 参画交流・活躍の促進

(1) スポーツ参画人口の拡大

スポーツ団体やプロスポーツチームなどと連携・協働し、スポーツイベント（スポーツフェスティバルや市民体育祭、チャレンジデーなど）やスポーツ教室、講習会など通じた全ての人々が興味・関心・適正などに応じて参画交流・活躍できるスポーツ・レクリエーションの情報発信などによる「する」「みる」機会の充実を図ります。また、自治会推薦のスポーツ推進リーダーによる地域スポーツ活動の活性化を図ります。

(2) 滝沢市スポーツ推進委員協議会の支援

市民と市行政を結ぶコーディネーターであるスポーツ推進委員協議会を支援し、協議会主催事業の開催支援と子ども会や自治会などへのスポーツ推進委員派遣を通じたスポーツ・レクリエーションの機会の拡充を図ります。

(3) スポーツを通じた健康増進

健康づくり推進施策（滝沢市健康づくり宣言）に基づき、一人一人の健康づくりや地域との連携・協働で展開する健康づくりへの意識高揚とスポーツ推進による地域活性化を図ります。また、滝沢市体育協会と連携・協働した健康推進事業「元気アップ教室」や自治会などの地域と連携した「健康教室」、「栄養教室」などの充実を図り市民の健康づくりを支援します。

【施策を構成する主な事業】

滝沢市スポーツ推進委員設置事業、生涯スポーツ推進事業、滝沢市体育協会補助事業



施策 2-2 スポーツによる人づくりと地域活性化

(1) 公益財団法人滝沢市体育協会との連携・協働

市民スポーツ・生涯スポーツ振興の中核を担う滝沢市体育協会や傘下各種目別協会と連携・協働し、競技スポーツの指導者・審判講習会を通じた地域スポーツ活動を支える指導者資質向上や県内外で開催される研修会・講習会などに関する情報発信を促進します。

(2) コンプライアンス徹底とガバナンス強化

市補助金交付を受けているスポーツ団体について関係法令に基づいた補助金申請書類確認などの指導監督を通じたコンプライアンス徹底に努めます。

また、関係機関と連携・協働し、スポーツ団体の不祥事など問題発生 of 未然防止やスポーツ・インテグリティ（誠実性・健全性・高潔性）を高めた組織運営の透明化・ガバナンス強化について指導に努めます。

(3) スポーツを通じた地域活性化

滝沢市スポーツ推進委員協議会や公益財団法人滝沢市体育協会、種目別協会、地域スポーツクラブ、商工会、観光協会、企業などとの連携・協働で、スポーツを通じた地域活性化を推進します。地域スポーツイベント（自治会対応の滝沢市民体育祭や自治会運動会など）への参画交流・活躍を通じたスポーツによる地域一体感の醸成を促進します。

(4) スポーツアクティビティの創出

滝沢市スポーツ推進委員協議会や商工会、観光協会、企業、いわてスポーツコミッション、盛岡広域スポーツコミッションと連携・協働し、観光情報の発信や特産品のPRなどスポーツを通じた地域活性化と人的・経済的交流の拡大を目指します。各団体や関係各課と連携・協働し、市内の山、川など豊かな自然を生かしたスポーツアクティビティの創出とスポーツ資源としての可能性調査に取り組みます。

施策 2-3 学校と地域の連携・協働

(1) 希望郷いわて元気・体力アップ60（ロクマル）運動

希望郷いわて国体を契機としてスポーツへの興味関心を高め運動習慣の定着を目的に岩手県で取り組んでいる「希望郷いわて 元気・体力アップ60（ロクマル）運動」の取り組みを児童生徒の実態に合わせて意図的・計画的に毎日60分以上運動や遊び、スポーツに親しみながら運動の習慣化・体力向上を目指します。

(2) 総合型地域スポーツクラブ「チャグチャグスポーツクラブ」と連携・協働

全ての世代が参画交流・活躍しスポーツに親しむ総合型地域スポーツクラブ「チャグチャグスポーツクラブ」と連携・協働し、スポーツを通じた地域課題や教育課題の解決やスポーツ・レクリエーションの機会の拡充を図ります。

(3) 滝沢市スポーツ少年団と連携・協働

青少年スポーツ推進と心身の健全育成を目指す滝沢市スポーツ少年団と連携・協働し、スポーツを通じた地域課題や教育課題の解決や青少年期におけるスポーツ・レクリエーションの機会を提供します。

(4) いわてスーパーキッズと新体力テスト

公益財団法人岩手県体育協会や滝沢市スポーツ少年団本部、市内各小学校などと連携・協働し、岩手から世界で活躍するトップアスリート発掘・育成を目指した「いわてスーパーキッズ」の応募資格基準となるスポーツ少年団所属やスポーツ庁実施の「新体力テスト」を実施し取り組みを進めます。

(5) プロスポーツチームとの連携・協働

県内トッププロスポーツチームなどと連携・協働し、スポーツイベントや教室、講習会などを通じた子どもとトップアスリート交流イベントの情報発信に努め、スポーツの楽しさを体験する機会の充実を図ります。

【施策を構成する主な事業】

滝沢市体育協会補助事業、滝沢市スポーツ少年団補助事業

施策 2-4 スポーツ共生社会の実現

(1) 障がい者スポーツの推進

障がい者計画・障がい福祉計画（地域福祉課）との連携・協働による障がい者を対象とした学びの支援（スポーツ）の充実を図ります。

(2) スポーツ施設のバリアフリー化とユニバーサルデザイン化

スポーツ施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に向け、関連する基準や先進事例の情報収集に努めるとともに、民間事業者などから提供いただいた既存の障がい者スポーツ用具活用を通じた機会・場の提供による障がい者スポーツの理解促進に努めます。

(3) 高齢者スポーツの推進

睦大学や市老人クラブ連合会、チャグチャグスポーツクラブ（シニア世代対象）などと連携・協働した高齢者スポーツの推進を図ります。

(4) スポーツを通じた女性活躍の推進

全ての女性を対象としたスポーツを通じた女性活躍の推進を図ります。

【施策を構成する主な事業】

生涯スポーツ推進事業、総合公園体育施設管理運営事業、公共体育施設管理運営事業、滝沢市体育協会補助事業

施策 2-5 施設の利用促進

(1) 計画的な維持管理、修繕、更新

市内体育施設の計画的な維持管理、修繕、更新を通じた利用促進を図ります。

(2) 学校体育施設の開放

市内小中学校や各学校施設開放運営委員会と連携・協働し、市立小中学校の体育施設などを開放によるスポーツ・レクリエーション活動の場を提供します。

(3) スポーツパル制度の広域化

盛岡広域スポーツコミッションと連携・協働し、スポーツパル制度の広域化を実施し、施設利用ポイントによるグッズ交換などスポーツ活動機会の充実を図るとともに、広域スポーツ施設の共有化や適正配置を実施します。

【施策を構成する主な事業】

総合公園体育施設管理運営事業、公共体育施設管理運営事業、学校体育施設開放事業、保健体育総務事務、生涯スポーツ推進事業

施策 2-6 競技力の向上

(1) アスリート育成強化

公益財団法人滝沢市体育協会と連携・協働し、全国大会などの選手派遣や奨励金交付を通じた競技活動の支援に取り組めます。全国レベルの競技者や団体、指導者などを招きイベントや強化試合、クリニック講習会などを通じたアスリート育成強化と競技スポーツの裾野の拡大を目指します。

(2) 盛岡広域スポーツコミッションと連携・協働

盛岡広域スポーツコミッションと連携・協働し、盛岡広域8市町からオリンピックやパラリンピックで活躍するトップアスリート輩出を目指す「エイト・オリンピックアンズ・プロジェクト」を「情報発信・応援・育成」をキーワードに展開します。

【施策を構成する主な事業】

滝沢市体育協会補助事業、保健体育総務事務、生涯スポーツ推進事業



2 令和2年度滝沢市図書館・文化芸術・文化財行政の方針

第1 基本方針 学びの環境の充実と文化芸術の継承

私たちを取り巻く現代社会は、人口減少や高齢化、グローバル化、第4次産業革命の進展など急速な社会環境の変化に伴い地域課題や教育課題の複雑化・多様化が進んでいます。

平成26年1月1日、「住民自治日本一」を目指して滝沢市が誕生。滝沢市自治基本条例が掲げる「住民自治日本一」とは、「市民自らが住みよい地域を考え、思いやりと協力の気持ちを持ち、地域や仲間と関わることに満足と幸福感を日本一実感できる地域」です。

同条例に基づき、平成31年4月より第1次滝沢市総合計画後期基本計画が施行。同生涯学習部門計画（滝沢市教育大綱）に基づく基本施策（分野別計画）として令和元年7月より施行された第1次滝沢市生涯学習推進計画学びプランたきざわ後期基本計画を具現化する施策（実施計画）として「令和2年度滝沢市社会教育行政の方針と計画」を策定。

学べる・活かせる環境づくりを目指した湖山図書館の活用促進や文化芸術の振興を通じた伝統継承と未来を担う人づくり、埋蔵文化財センターの活用促進を図り、地域課題や教育課題を解決できる「人・つながり・地域づくり」を促進します。

総合計画生涯学習部門計画（政策）と生涯学習推進計画学びプランたきざわ（基本目標）で掲げる「学びにより充実した人生を送ることができるまち」の実現を目指して、基本方針を「学びの環境の充実と文化芸術の継承」とします。



第2 基本施策・施策の展開

基本施策1 学べる・活かせる環境づくり

市民に親しまれる図書館を目指し、全ての世代が生涯にわたって自ら学習できる施設として市民ニーズ把握に努め、地域の実情や時代の変化に即した運営に努めます。

また、滝沢市交流拠点複合施設ビッグルーフ滝沢とも連携・協働し、誰もがゆったりと過ごすことができる心地よい場を提供します。

施策1-1 湖山図書館の活用促進

(1) 利用者の求める資料を確実に提供できる図書館

・生涯学習の基礎となる児童図書 of 充実

子どもたちの知的好奇心を刺激する資料を中心に提供し、子どもと良書との出会いの促進を図り、生涯を通して、図書館と親しむことができるような環境をつくりま

・リクエストによる蔵書の更新

利用者からのリクエストに広く応え、利用者のニーズに沿った図書資料の更新を図り、利用を促進します。

・高齢化社会に対応した資料の充実

高齢者を中心に好評を得ている大活字本のさらなる充実を図ります。

・利用状況に応じた図書整備

利用者の要求に応えるため、分類別の利用状況を配慮し図書を購入します。

・移動図書館車搭載図書の更新

移動図書館車に搭載している図書資料更新率を向上させ、利用を促進します。

(2) 暮らしの中の疑問が解決できる図書館

・調査研究の補助

毎日の暮らしの中で生じてくる疑問や知りたいこと、調べたいことに対し、図書館で司書が本の使い方や調べ方を案内し、調査研究の補助をします。

・複写サービスの実施

利用者の調査研究の便宜を図るため、著作権の規定の範囲内において所蔵資料の複写サービスを行います。

(3) 全ての情報・知識への入り口となる図書館

・ホームページによる情報発信

ホームページのコンテンツ内容を検討し、より利用者には有益な情報の提供に努めます。

・インターネットによる情報提供

インターネットを利用できる環境を整え、広範囲の新鮮な情報の提供に努めます。

・移動図書館車運行

図書館サービスの全域的普及をめざし利用の拡大を図ります。

(4) 子どもへのサービスを重視する図書館

・図書館と子どもが出会う場の提供

おはなし会やミニシアター、子ども映画会を実施し、子どもの足が図書館へ向くきっかけづくりに努めます。

・総合的学習の時間への対応

調べ学習への補助はもとより、学校との連携を深め、調べ学習に有効な資料の情報提供や図書館の利用方法の紹介に努めます。

(5) 滝沢の歩みを知り、現在を知り、未来を考えていくことのできる図書館

・地域資料の収集

滝沢の歴史に関する専門的資料から、小学生にもわかる資料まで、地域に関する資料や情報の収集に努めます。

・行政資料の提供

滝沢市の行政に関する資料を可能な限り収集し、提供に努めます。

(6) 市民と図書館員とが共に創り育てる図書館

・協力者の確保

おはなし会やミニシアターの運営協力者など、多方面での協力を得て図書館運営を行います。

・リクエストサービス

利用者からのリクエストに広く応えることにより、利用者のニーズに沿った蔵書の充実を図ります。

(7) 令和2年度滝沢市立湖山図書館資料収集方針

第1 趣旨

この方針は、滝沢市立湖山図書館の図書館資料の収集に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 図書館資料の収集に関する基本方針

図書館資料は、公共図書館の役割、利用者各層の要求及び社会的な動向を十分把握して、図書館法に示されている教養、調査、研究、趣味及び娯楽等に資する資料を収集する。

第3 収集資料の種類

図書館資料の収集は、次の種類に基づき収集する。

- 1 図書
- 2 逐次刊行物
- 3 官公庁刊行物
- 4 地域資料
- 5 その他

第4 図書館資料種類別の収集方針

1 図書

図書は、一般図書及び児童図書に区別した方針で収集する。

- (1) 一般図書は、市民の図書館として、多くの市民に利用される基本的、入門的な資料のほか、必要に応じて専門的資料まで幅広く図書館資料として

収集する。ただし、その資料の内容が極めて高度で専門的である資料並びに学習用の参考書及び問題集などの限定的な利用と考えられる資料は、原則として収集しない。

- (2) 児童図書は、多くの子どもが読書の楽しさを発見し、継続できるように配慮し、幅広い分野の資料を図書館資料として収集する。また、科学読み物、調べ物及び児童用百科事典類は、子どもたちの社会や環境等の変化に留意しながら新しい資料を図書館資料として収集する。
- (3) 一般図書及び児童図書は、上記以外に利用者の求めに応じ、当該資料が広く市民に利用されると想定される資料の内、滝沢市立湖山図書館の図書館資料として一般開架することが適当と考えられる資料を図書館資料として収集する。なお、漫画については、学習や実用を目的とする資料、郷土に関する資料以外は原則として収集しない。

2 逐次刊行物

- (1) 新聞は、主要な全国紙及び岩手県内の主要な地方紙で、一般的に広く購読されている新聞を図書館資料として収集する。
- (2) 雑誌は、利用者の利用頻度及び傾向並びに資料的価値を考慮して図書館資料として収集する。ただし、これらに該当すると考えられる雑誌において、当該雑誌が漫画を主体として掲載している雑誌、また、個人の趣味や一部の利用者にしか利用されない雑誌については、収集しない。

3 官公庁刊行物

滝沢市によって発行された官公庁刊行物（特に、広報誌及び統計書類等）は、図書館資料として収集する。

また、他の官公庁において発行された刊行物についても、必要に応じて収集する。

4 地域資料

滝沢市及び岩手県に関する各種資料並びに県内出版物及び県人の著作物は、積極的に図書館資料として収集する。

5 その他

その他、社会情勢や図書の環境の変化など、必要性に応じて、その他の資料も図書館資料として収集する。

【施策を構成する主な事業】

図書館管理運営事業、移動図書館車運行事業、視聴覚普及推進事業、読書普及推進事業



基本施策2 文化芸術の振興

文化芸術の振興において重要なパートナーである滝沢市芸術文化協会や滝沢市郷土芸能保存団体協議会などと連携・協働し、伝統文化・芸術の次世代継承を図ります。

また、「滝沢市の歩み」を活用した郷土理解推進事業の展開や文化芸術を通じた産業創造を目指します。さらに、豊かな自然と長い伝統の中で培われ育まれてきた埋蔵文化財の適切な保存と活用を図り、郷土理解の推進と文化財保護意識の啓発を図ります。

施策2-1 伝統文化・芸術の次世代継承

(1) 芸術祭の開催

市民の文化芸術活動の成果を発表する機会であり、広く市民に芸術鑑賞の機会を提供することにより、文化芸術の振興を図ります。教育委員会と芸術文化協会の共催で、それぞれの部門を開催します。

(2) 郷土芸能まつりの開催

県・市指定無形民俗文化財をはじめとする郷土芸能など日本の伝統文化全般にわたる保護と伝承、後継者の育成を目指し、発表の場や後継者の指導をすることにより、郷土芸能の保護育成を図ります。

(3) 郷土理解推進事業の展開

「滝沢市の歩み」を活用した郷土理解推進事業を通じた貴重な郷土の歴史を未来へと継承ができる「人・つながり・地域づくり」を促進します。

(4) 文化財・天然記念物保護事業の展開

滝沢市文化財調査委員会を年3回行い、文化財保護や活用に関し、教育委員会の諮問に答え、意見具申し、必要な研究調査を行います。郷土の文化財を学ぶ機会を通じた保護意識の啓発を図ります。また、民具類（民俗文化資料）が郷土学習資料としても幅広く活用できるよう解説表示を行い、保存管理と活用に努めます。

【施策を構成する主な事業】

芸術祭開催事業、伝統文化支援事業、郷土理解推進事業、文化財・天然記念物保護事業



施策 2-2 埋蔵文化財の保存と活用

(1) 開発事業計画と埋蔵文化財保護との調整

開発事業計画と埋蔵文化財保護との調整を図るため、有無確認調査、遺跡の内容を確認する試掘調査を実施します。

(2) 発掘調査業務の実施

開発工事の実施に伴う遺跡の緊急発掘調査を実施し、その結果に基づく調査報告書を作成し記録保存を図ります。

(3) 調査・研究活動の推進

収蔵資料の調査・研究により郷土滝沢の黎明期の解明を推進します。

(4) 収蔵資料の管理

発掘調査により出土した遺物や図面、写真等の諸記録を適切に収納し、収蔵資料の適切な保全と管理を実施します。

(5) 教育普及活動

埋蔵文化財の調査研究成果を展示公開し、各種の歴史体験講座や考古学関係講座、出前講座などの教育普及事業を実施し、埋蔵文化財に対する啓発啓蒙活動を推進し埋蔵文化財の活用を図ります。

(6) 埋蔵文化財関係職員の技術、資質の向上

県内外で開催される発掘技術向上の講習会や各地での発掘調査報告会、現地説明会などへの参加により発掘調査担当職員の発掘技術と資質の向上を図ります。

(7) 史跡公園湯舟沢環状列石の保存管理

史跡公園湯舟沢環状列石と埋蔵文化財センターの適切な保存管理を実施します。

【施策を構成する主な事業】

埋蔵文化財センター管理運営事業、埋蔵文化財センター教育普及事業、埋蔵文化財調査事業





議案第 3 号

令和2年度滝沢市立学校給食センター運営方針に関し議決を求めることについて

令和2年度滝沢市立学校給食センター運営方針を定めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条の規定に基づき、議決を求める。

令和2年3月25日提出

滝沢市教育委員会教育長 熊谷雅英

理由

令和2年度滝沢市立学校給食センター運営方針を定めるものである。これが、この議案を提出する理由である。

【滝沢市学校教育目標】

「明るく かしこく たくましい子ども」の育成

滝沢市学校教育目標の実現を目指し、第1次滝沢市総合基本計画後期基本計画の生涯学習部門計画の政策目標に基づいて、5つの基本施策を設定しています。

生涯学習部門計画の政策目標と、学校給食センターの基本施策および施策は、次とおりです。

【第1次滝沢市総合計画 後期基本計画 生涯学習部門計画】

◇ 政策目標 5

学びにより充実した人生を送ることができるまち

◇ 基本施策 5-3

学校給食による望ましい食習慣の実現

◇ 施策 5-3-1

安全安心な学校給食の提供と食育の推進

また、学校給食や「食に関する指導」の実施に関して必要な事項を定め、学校給食の普及充実と食育の推進を図ることを目的に学校給食法が制定されており、その中で、7つの学校給食の目標が定められています。

【学校給食の目標】 学校給食法 第2条

- 1 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 2 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 3 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 4 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 6 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 7 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

学校給食センターでは、これらの目標に基づいて『学校給食センター運営の基本目標』と、4つの「運営目標」を定め、それらを実現するため9つの具体的な実践計画を設定しています。

【滝沢市立学校給食センター 運営の基本目標】

学校給食の目標を踏まえ、各事項について適切に対処することにより、学校教育の一環としての、学校給食の一層の安全と充実及び食育の更なる推進を図るとともに、学校給食の管理運営に係る経費の削減を推進します。

【滝沢市立学校給食センター 運営目標】

- 1 成長期の児童生徒に栄養のバランスのとれた食事を提供する。
- 2 児童生徒に食に関する指導を行い、日常における食生活の改善と健康の推進を図る。
- 3 郷土滝沢、岩手で生産される農水産物の活用に努める。
- 4 安全で適正な価格の食材料確保に努める。

【滝沢市立学校給食センター 具体的実践計画】

- 1 給食センター運営委員会の開催
- 2 学校給食担当者会議の開催
- 3 「給食だより」の配布
- 4 献立の内容と給食物資の選定
- 5 「食に関する指導」・「希望献立」の実施
- 6 地産地消の推進
- 7 給食センターPR事業・情報発信事業の実施
- 8 食材等物資の放射性物質濃度検査の実施
- 9 給食費の収納率向上と口座振替の促進・コンビニ納付のPR

上記の実践計画のうち、令和2年度に実施する主な取組は、次のとおりです。

- ◇ 調理等業務委託の継続により、安定した運営と、安全安心で栄養バランスのとれた学校給食を提供します。
- ◇ 滝沢市学校給食食材生産供給組合と情報交換を密にし、地場産品の活用に努めます。
- ◇ 市内小中学校で実施している「食に関する指導」の継続実施と指導内容の充実にも努めます。
- ◇ 学校給食費については、各種制度の活用や手続きの簡便化を図りながら、引き続き収納率の向上に取り組めます。

議案第 4 号

滝沢市文化財調査委員の任命に関し議決を求めることについて

滝沢市文化財調査委員設置条例第4条の規定により、次のとおり滝沢市文化財調査委員の任命をすることについて、議決を求める。

1 任命（令和2年4月1日付）

氏名	主たる経歴・任命履歴	専門
光井 文行	滝沢第二小学校長 5期目（令和2年4月1日～）・再任	考古
上白石 実	盛岡大学文学部教授 2期目（令和2年4月1日～）・再任	歴史
渡辺 修二	岩手県立博物館専門学芸調査員 1期目（令和2年4月1日～）・新任	動物

（任命期間 令和2年4月1日～令和4年3月31日）

令和2年3月25日提出

滝沢市教育委員会教育長 熊谷 雅英

理由

光井文行氏と上白石実氏は令和2年3月31日をもって任期満了となるため。渡辺修二氏は令和2年4月1日をもって新たに委員に任命する。これが、この議案を提出する理由である。

議案第 5 号

滝沢市教育委員会に設置する非常勤職員に関する規則を廃止することについて

滝沢市教育委員会に設置する非常勤職員に関する規則を廃止することについて、教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年教育委員会規則第1号）第2条第2号の規定により、議決を求める。

滝沢市教育委員会に設置する非常勤職員に関する規則を廃止する規則

滝沢市教育委員会に設置する非常勤職員に関する規則（平成27年滝沢市教育委員会規則第1号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月25日提出

滝沢市教育委員会教育長 熊 谷 雅 英

理由

地方公務員法及び地方自治法一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が令和2年4月1日に施行されることにより、一般職の地方公務員として新たに会計年度任用職員が法定されることから、滝沢市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（令和元年滝沢市条例第17号）、滝沢市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和2年滝沢市規則第3号）、滝沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年滝沢市条例第16号）及び滝沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年滝沢市規則第2号）が制定されたことにより廃止するもの。これが、この規則案を提出する理由である。

議案第 6 号

滝沢市教育委員会臨時的任用職員人事事務取扱規程を廃止することについて

滝沢市教育委員会臨時的任用職員人事事務取扱規程を廃止することについて、教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年教育委員会規則第1号）第2条第2号の規定により、議決を求める。

滝沢市教育委員会臨時的任用職員人事事務取扱規程を廃止する訓令

滝沢市教育委員会臨時的任用職員人事事務取扱規程（平成24年滝沢村教育委員会訓令第1号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月25日提出

滝沢市教育委員会教育長 熊 谷 雅 英

理由

地方公務員法及び地方自治法一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が令和2年4月1日に施行されることにより、一般職の地方公務員として新たに会計年度任用職員が法定されることから、滝沢市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（令和元年滝沢市条例第17号）、滝沢市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和2年滝沢市規則第3号）、滝沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年滝沢市条例第16号）及び滝沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年滝沢市規則第2号）が制定されたことにより廃止するもの。これが、この訓令案を提出する理由である。

議案第 7 号

教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正することについて

教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正することについて、教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年教育委員会規則第1号）第2条第2号の規定により、議決を求める。

教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則
（別紙）

令和2年3月25日提出

滝沢市教育委員会教育長 熊谷雅英

理由

地方公務員法及び地方自治法一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が令和2年4月1日に施行されることにより、一般職の地方公務員として新たに会計年度任用職員が法定されることから、教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する。これが、この規則案を提出する理由である。

教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年滝沢村教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「（教育委員会、市長部局その他の市の行政委員会の職員を除く。）」を削る。

第4条第1項第6号中「非常勤職員及び臨時的任用職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員、臨時的任用職員及び非常勤の特別職の職員（第2条第8号の附属機関の構成員を除く。）」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(教育委員会議決事項)</p> <p>第2条 次に掲げる事項は、教育委員会の会議において議決を受けなければならない。</p> <p>(1)～(7)略</p> <p>(8) 教育委員会の所管に属する附属機関の構成員(教育委員会、市長部局その他の市の行政委員会の職員を除く。)の委嘱若しくは解嘱又は任免(任期途中での辞職の承認を除く。)に関する事。</p> <p>(9)～(11)略</p> <p>(教育長の専決事項)</p> <p>第4条 教育長の専決(特定の事案の処理に関し、教育委員会に代わって常時意思決定をすることをいう。)に係る事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5)略</p> <p>(6) 非常勤職員及び臨時的任用職員</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>_____の任免その他の人事に関する事。</p> <p>(7)～(8)略</p> <p>2 略</p>	<p>(教育委員会議決事項)</p> <p>第2条 次に掲げる事項は、教育委員会の会議において議決を受けなければならない。</p> <p>(1)～(7)略</p> <p>(8) 教育委員会の所管に属する附属機関の構成員_____の委嘱若しくは解嘱又は任免(任期途中での辞職の承認を除く。)に関する事。</p> <p>(9)～(11)略</p> <p>(教育長の専決事項)</p> <p>第4条 教育長の専決(特定の事案の処理に関し、教育委員会に代わって常時意思決定をすることをいう。)に係る事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5)略</p> <p>(6) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員、臨時的任用職員及び非常勤の特別職の職員(第2条第8条の附属機関の構成員を除く。)の任免その他の人事に関する事。</p> <p>(7)～(8)略</p> <p>2 略</p>

議案第 8 号

滝沢市教育委員会職員のサービスの宣誓に関する規程の一部を改正することについて

滝沢市教育委員会職員のサービスの宣誓に関する規程の一部を改正することについて、教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年教育委員会規則第1号）第2条第2号の規定により、議決を求める。

滝沢市教育委員会職員のサービスの宣誓に関する規程の一部を改正する訓令
（別紙）

令和2年3月25日提出

滝沢市教育委員会教育長 熊谷雅英

理由

滝沢市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例（令和2年滝沢市条例第3号）が施行されることに伴い、滝沢市教育委員会職員のサービスの宣誓に関する規程の一部を改正する。これが、この訓令案を提出する理由である。

滝沢市教育委員会職員のサービスの宣誓に関する規程の一部を改正する訓令

滝沢市教育委員会職員のサービスの宣誓に関する規程（昭和47年滝沢村教育委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「いう。）」の次に「第2条第2項及び」を加え、「ことを目的」を「もの」に改める。

第2条中「第2条」を「第2条第1項」に改め、同条の表以外の部分中「職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（次条において「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を加え、同条中「従い」を「応じ」に改め、「それぞれ」を削る。

本則に次の1条を加える。

（会計年度任用職員のサービスの宣誓）

第3条 新たに会計年度任用職員となった者は、条例別記様式による宣誓書に署名しなければ、その職務を行うことができない。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 9 号

教育財産の用途廃止に関し議決を求めることについて

次のとおり教育財産の用途廃止をすることについて、議決を求める。

用途廃止をする教育財産及びその数量等

○滝沢市立滝沢中央小学校

種 別	細 目	数 量	所 在 地	用途廃止の時期
土 地	学校用地	67.30㎡	滝沢市室小路 275番地の一部	令和2年3月25日

令和2年3月25日提出

滝沢市教育委員会教育長 熊谷雅英

理由

滝沢中央学童保育クラブ外構工事が完了し、フェンス等により境界が明確化されたことより学童の敷地面積が増加したことから、滝沢中央小学校の土地の一部を処分する。これが、この議案を提出する理由である。